

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十一号

(四二六)

昭和二十七年四月十五日(火曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
片柳 眞吉君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林省農地局長 平川 守君
林野庁長官 横川 恒夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君

本日、の会議に付した事件

○農地法等の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○農地法施行法案(内閣送付)

○農地法施行法案(内閣送付)

○農林政策に関する調査の件
(農地及び開拓地の使用又は接収に
関する件)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。
農林法等の一部を改正する法律案につきましまして、昨日に引続いて審議を続行いたします。ちよつと速記をとめて……。

(速記中止)

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。他に御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて討論に入りたいと思ひますが、如何でございますか。

(異議なしと認むる者あり)

○委員長(羽生三七君) それではこれより農林法等の一部を改正する法律案について討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(羽生三七君) 御異議もないようでありますから、討論は終結したものと認めて本案の採決を行いたいと思ひます。農林法等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長報告等につきましましては、前例によることをお

許しをお願いします。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

西山 龜七 加賀 操
山崎 恒 岡村文四郎
池田宇右衛門 滝井治三郎
宮本 邦彦 片柳 眞吉
三浦 辰雄 小林 孝平
三橋八次郎 松永 義雄

○委員長(羽生三七君) 次に農地法案及び農地法施行法案について農地局長から大要について説明を求めたいと思ひます。前回は提案理由だけを聞いたのみでありますので、本日はなお大要、大綱のうち極めて重要なと思われる部分だけを御説明願つて、逐條審議というふうな点については、後日又日を改めてお願いすることにいたします。

○政府委員(平川守君) 今回の農地法案は提案理由の御説明にもありましたように、従来の農地調整法、自作農創設特別措置法及びいわゆるボツダム政令の三者を合一いたしまして、法文をわかりやすく配列をいたしましたのが主眼でございます。従いまして内容的に非常に大きな変更はないわけでございまして、大体において三法の規定いたしておりましたところを踏襲いたしておるわけでございます。特に注目すべき改正点の一、二を御説明申し上げます。従来の自作農創設特別措置法におきましては、いわゆる一括買収の政府買上の規定をいたしておつたのでありますけれども、今後この恒久法たる

農地法におきましては、一定の場合におきまして農地を所有できない、例えば不在地主の状態で起つた場合或いは小作地を規定以上に多くの面積を持つに至つた場合等におきまして、その者をこの土地を他の適格者に譲渡せしめるといふ形を恒久的に立てることによりたしまして、政府の一括買収という形はとらない、そういう場合において適当なる買手を見つけて譲渡をいたさなかつた場合におきまして、初めて一定の手続によつて政府がこれを買上げて適格者に譲渡するという方法をとるといふことにいたしましたのであります。それからかねて問題になつておりました未墾地の政府買収地の中におきまして、開拓不適地と思われものにつきましまして、これを旧所有者に返還をいたすという規定を設けました。これは農地法案の附則の八十條にあるのであります。調査をいたしまして、開拓に不十分な土地であるということが判明いたしました場合におきまして、これを旧所有者に譲渡するということを法律に明記いたしました。これにつきましては、二十七年、二十八年、二十九年、三十年度の売渡を完了いたしました、かやうに考へております。二十七年、二十八年、二十九年、三十年度の売渡を完了いたしました。約三万町歩を売渡す予定を以て予算等を計上いたしております。これらの点がかかなり大きな問題でありまして、その他はいろいろ細目につきましまして、字句の修正或いは手続の改正等をしていただいておりますが、大体において先ほど申し上げましたように旧三法を統一したということでございます。

この條文につきましまして極く概略御説明を申し上げますと、第一章におきましては、法律の目的及び定義をいたしております。これも若干の字句の修正がありまするだけで、大体旧法の趣旨を踏襲いたしております。それから第二章におきましては、いわゆる既墾地、農地及び採草放牧地の關係を規定いたしております。その第一節は、旧農地調正法に規定せられておりましたところの農地に関する権利の移転の制限、都道府県知事の許可を受けなければ農地の売買或いはこれに対する権利の設定等をさせないという規定、それからその許可につきましましては、一定の場合以外に許可をしない、主として自作農を創設する、維持するといふ考え方からいたしまして、小作地の売買につきましまして、その現在小作をしておる小作人以外の者には売渡さないというふうな規定を置いておるわけであります。それから農地法第四條、第五條におきましては、農地のいわゆる改廃を制限いたしまして、農地を他の目的に転用する場合におきましては、知事或いは農林大臣の許可を受けなければならぬ。その改廃を目的とする権利の移転についても同様。これも農地調整法によりた規定であります。それから第二節は自作農創設特別措置法或いはボツダム政令において規定せられておつた條項をございまして、いわゆる不在地主を認めない、或いは一定の面積以上の小作地を認めないということ、それ

からこれらに該当するに至りました土地に對しましては、先ほど申し上げましたように一定の手続によつて適格者に売却しなければならぬという規定を置いたわけであります。第八條以下におきましては、その手続を規定いたしておるのであります。その一定の適格者に売却された場合には国が買上げるといふことにいたしまして、その手続を第八條以下に規定をいたしておるわけでありまして、なおこの買収の問題に關係いたしまして、第十六條に売却を希望する者に對しましては、政府が買上げることができると規定をいたしておりますが、これは本来の農地の売却のほか、この規定の運用によりまして、政府が事實上自作農維持の融資をするという目的を果しておる條項でございます。つまり災害とか、或いは疾病とかというような事情によりまして、農地を手放さなければならぬというような事情の起りました自作農が、その土地を政府に一遍売りまして、そして又直ちに政府から拂下を受けて、年賦償還でこれを償還するという手続によりまして、事實上自作農維持の政府の融資の目的を達しており、これは昨年から実施をいたしておりまして、二十七年度におきましては、約八億五千万円ほどの資金を予算に計上いたしておるのであります。それから第三節は、これは旧農地調整法の規定でございます。主として耕作権の保護に關する規定、それからいわゆる薪炭或いは採草等の利用權に關する規定等でありまして、即ち農地の賃借権の効力を物件的に強める、又賃貸借の更新或いは解約等につきまして許可制度をとるといふこと、或いは小作料

についての制限の限度をきめるということ、又その小作料は金納で定額でなければならぬ、或いは小作契約については文書によるというような、從來主として農地調整法にありましたが規定を踏襲をいたしておるのであります。それから利用權につきましては、二十六條以下に土地又は立木についての主として薪炭或いは採草等の目的を以てする利用權の設定の規定を、これも農地調整法にありましたがものを踏襲いたしておるわけでありまして、それから第四節は、これは競売に關する特例でありまして、ポツダム政令に規定されておるところであります。農地等の権利の移轉について制約をいたしております。關係上、競売、公売等の場合にきまして適切な競売人を出ない場合があるわけですね。そういう場合に農林大臣が一定の価額を以てこれを買取る、その価額と申しますのは、おおむね田において五千円という程度の価額でございますが、農林大臣がこの価額によつていつでも買取るといふことがいわれる自作農維持の資金融通の役目を果しております。先ほどの十六條の規定と結び付きまして、或る程度において農地の担保力を保持するために必要な役目を果しておるわけでありまして、それから第五節は、いろいろ制限によりまして国が買上げた農地、採草放牧地を売却する規定でございます。これは自作農創設特別措置法に從來規定されておりましたところを踏襲いたしておるのであります。即ち原則としてはいわゆる熟地であり、場合におきましては、その農地であり、小作地である場合には、その小作人が優先的な權利を持つ、その次には

その他の自作農として精進する見込みがあると認められるものに売却するといふ順位をきめておるわけでありまして、それからなお放牧採草地等につきましては、地方公共団体或いは農業協同組合のような団体に売却しまして、共同利用をせしむるという途を開いておるわけでありまして、第三十七條以下におきましては、この売却についての手続を規定しておるわけでありまして、第三章は未墾地に關する規定でございます。その第一節は買収の問題でありまして、この対象につきましては、從來の規定を整理いたしまして、できる限り必要な限度にとどめて無用の買収をいたさないように整理をいたしております。要するに農地とすること、が適當な土地及びそこで農業を営むのに必要な土地或いは耕作物或いは權利といふような限度に限定をいたすということにいたしておるのであります。なおこの買収をいたします場合にきまして、從來大官通牒等を行なつておりました適地調査その他の手続を法律に明記いたしまして、この買収される土地が農耕に真に適する、自然條件におきまして傾斜度或いは土性、氣候その他の自然條件から見まして、山林原野として置くよりも、開拓して農地とすることがより適切である、こういうものに限る。而もそれにつきましては一定の専門技術者の調査等を十分にした、又その集まりであるところの開拓審議會に知事から諮問をいたしまして、その意見を十分に聞いて、適地であるかをきめて参る、そういう手続を明記いたしたのであります。その他はこの買収の手続の問題等でありまして、大体において從來の手続を

簡素化して踏襲いたしております。それからなお漁業權等につきましては、從來これをやはり買収の対象にいたしておりましたが、これは土地收用法の他の建前からいたしまして、これは融通し得る權利でありませんので、一定の手続によつて、買収と實質的には似たようなことであるに變更をいたした。又開拓の地上にある、消滅せしめるということに變更をいたした。又開拓の地上にある、予定地上にあるいろいろな物件の収去等につきまして規定をいたした。これが、これは從來はやや行き過ぎで、こういうものまでも全部買上げてしまふといふたようなことになつておりましたのを、この収去で事が済む場合はできるだけ収去の程度にとどめる。又使用で済むものはできるだけ使用で行くといふようなことで、買収の範圍を余り不必要に拡大せんように考慮をいたしました。その他は買収の手続に關係する規定でございます。第二節は売却の問題でございます。これは前の節によりまして、買収をいたした土地をどういう者に売却するかということでございますが、土地の配分計画、或いはその計画された土地に對して、先ず開拓入植したいという者が買受の予約申込をするといふようなことを法律に明らかにいたしまして、從來事實上運用いたしておりましたところを法文に明らかにいたしました。六十二條から四條あたりまでは新しい規定でございます。これはこういう手続によりまして、いわゆる入植の適格者を知事が選定をいたしまして、その選定を受けた者が買受の予約をいたし、知事のはうから売却の予約をいたしまして、その後において正式に買

受申込、売却の手続を進めて参るといふことにいたしておるわけでありまして、この辺は從來の土地法にありましたが踏襲いたしております。なお六十九條の第一の売却等につきましても、從來の考え方を踏襲いたしておりますが、できる限り無駄なことをないように、無用なことをないように範圍を限定をいたしております。それから第七十一條以降の売却後の検査といふのは新しい規定でございますが、入植をいたしまして、一定の期限内に開墾を完了するといふことにいたしておりました。その期限が到来いたしました後にきまして、知事が成功検査をいたしまして、その成功をしておりません場合には、更に場合によつて七十二條によりまして、それを国が買戻してしまふといふこともあり得るといふことになったのであります。それからその他の規定は、從來ありました自作農創設特別措置法或いは調整法にありますが、これを踏襲いたしましたのでございます。雜則のほうでは特に申上げることございませんが、先ほど申し上げた第八十條が一つの重要な規定でございます。從來買収いたしておりました土地のうちにおいて、開拓不用地と認められるものを売り拂つて参るといふ規定でございます。まあ特に御説明申し上げる必要はそのほかの雜則についてはございせんかと存じます。開則も大体において從來の規定を踏襲いたしておりますが、多少整理をいたしておりますが、大体において從來の調整法及び措置法を踏襲いたしております。それから農地法施行法のほうでございまして、これは從來の三法令から農

地法に移ります経過の時期におきまして、従来進行いたしておりますところの手続の或るものは従来の法律によつてそのまゝ行ふ。或るものは農地法の新しい法律に基いて措置をするというよう技術的の規定でございます。大体において従来の法律の内容がそのまま農地法に載つておりますので、従来の手続をほぼそのまま円滑に新しい法律に移行して進行して参ることが出来るわけでありませう。

それからなお施行法の十四條は、従来のボツダム政令にありました規定でありまして、売渡を受けたから十年内に他に売渡したような場合におきましては、その差額を一年につき十分の一ずつ徴収するという従来ボツダム政令にありました規定であります。十五條以下は、この農地法に伴つて、農地法が新しくできるに伴ひまして、関連する他の法律において字句等を整理しなければならぬものの整理でございます。

極く概略でございます。

○委員長(羽生三七君) 本法律案は御承知のように極めて広汎な部分に亘つておりますので、詳細については御検討をお願いいたすことにいたしました。本格的な質疑は後日に譲りたいと思ひますので御了承をお願いいたします。

なおこの機会に農地又は開拓地の連合軍又は警察予備隊による接收又は使用に関する問題のその後の経過について、農林事務当局から説明を聞くことにいたしたいと存じます。この問題についてはかねて当委員会において重大な関心を拂ひ、すでに四三日に亘つて政府の方針を質し、善処を促がして参

つたのでありまして、当委員会としてはまだ結論を得たわけではありませんが、併し従来の経過に鑑みずと、一、農地又は開拓地は原則として軍用或いは警察予備隊用として接收又は使用することを避けること。二に、すでに接收又は使用せられてゐるものは速かにこれを解除又は返還するの処置を講ずると共に、今後における接收又は使用を防止するため確固たる対策を確立すること。三に、万一真に止むを得ない事情によつて接收又は使用せられた場合、これはすでに接收又は使用せられてゐるものも含めて適正な対価及び補償金を遅滞なく支拂うと共に、その支拂金に対する免税及び適当な替地の提供等必要な措置をとることとなし、これに必要な経費予算を確保すること。四に、接收地或いは使用地において演習を行う等、その使用に伴つて誘発せられるあらゆる被害、いわゆる間接被害に對し、適正な賠償その他必要な措置を遅滞なく行うこととなし、これに必要な経費予算を確保すること等が差當つて緊急を要するものとして要望せられておるわけでありませう。これらの問題については、かねて御了承を得ておりますように、近く関係各大臣の出席を求めて政府の真意を質し、対策の速かなる実施を推進する予定であります。併し先に当委員会において政府関係当局から説明を聞いてから今日まで、その間予備作業班の作業等によつて大分様子が変わつて参つたようでありませうから、近く関係各大臣の出席を求める場合の準備として、本日はあらかじめ農林事務当局から本問題に関するその後の経過等について説明を

聞きたいと思ひますので、御了承をお願いいたします。

○政府委員(平川守君) 只今の御趣旨に副ひまして、駐軍軍関係につきましまして、正式の発効に備へまして予備作業班が編成され、私もその日本側の代表の一人といたしまして加わつておるわけでありませう。予備作業班におきましては、一応原則的に考えられることを両国合意いたしましたのであります。そのうち演習地等の問題につきましましては、農民或いは漁民の立場というものを十分に考へて、その利益を擁護するといふように考へるといふ趣旨の決定があるのであります。この線に沿ひまして、予備作業班の演習場に関する分科会におきまして、只今具体的に演習場等の決定をいたして行く段階にあるわけでありませう。現在のところはまだ資料を集めておる段階でございます。我々といひましたしは、各現地の農民或いは村の幹部等の意見までも十分に取入れまして、そうして向うに反映をいたすようにいたしたい、かように考へておりますので、具体的な一つ一つの演習場の計画につきましまして、現地に出向き、或いは現地の代表を呼び寄せまして、実情を只今聞取つておるという段階でございます。米軍のほうの考へ方等につきましまして、私どもの推測、交渉の過程において感じられまはすところでは、米軍側も非常にこの点は注意を拂つておるといふ感じを持ちました。勿論演習等の関係が必要があるわけでありませうから、ただ單にこちらの立場ばかりを押し通すことも困難かと思ひますけれども、併し米軍側においても農地或いは農民に関するところの利害につきましましては非常に慎重

に事を考へて、でき得る限りそういう場所を避ける工夫をしたいといふことを考へておるようであります。なお万が一農地を取られる場合の補償の問題につきましましては、これは純粹に日本側の問題といふことになつております。對大蔵省の関係にもつづらなるわけでありませう。私どももいたしましては、先般も申し上げましたような補償基準の一案を以ちまして、大蔵当局と折衝中でございます。要するに現在例えは我々のほうの土地改良事業で、水没地が生ずる場合の水没農家に対する補償とかいふような、現にそういうものが行われておるわけでありませうし、実例もあるわけでありませうから、そういう線に沿つて十分な補償をしてもらいたいといふことを要求いたしておるのであります。これにつきましましては、まだ結論を得ませんけれども、折衝はそういう方向で折衝いたしておるわけでありませう。大蔵省のほうも逐次理解を深めつつあるように考へております。

それから予備隊の問題につきましましては、只今そういう事態で米軍のほうの関係を急いでおりますので、予備隊のほうは一応一般的に先般来のお申入れによりまして、ともかく勝手に演習地を取る、或いは演習をするようなことはやめてもらいたい。具体的に一つ一つの地区について演習の要求がある場合には、こちらに相談をしてもいいかといふことを申しておるわけでありませう。その後新しく大きな問題は発生しておりませうであります。従来の案件につきましましては、一つだけ速かに解決いたしたいと思ひます。米軍関係の問題が一つその基

準と申しますか、前例になるわけでありませう。こちらのほうで基準をきめましたならば、その基準に則つて補償等をきめて参る。又他の適地に、できるだけ農地を避けた適地に移つてもらふといふことも具体的に話を参りたい、新しいものについては相談したいにやることはいいかん、こういうことで一応折衝をいたしておるといふわけでありませう。大体その程度であります。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○宮本邦彦君 私には実はこの間自然休会の間に、宮城県の矢本の飛行場と、それから問題の王城寺ヶ原へ行つて見て来たのです。ちよつと私心配になることは、この現地の実情といふものは、局長の仰せには、やはりちよつと飛行機を降りられて見て来たさうですが、詳細に現地の実情を聞いて見ると、この現地の実情といふのは、もつと細かいのです。はつきり申し上げれば……。

それで中央で以て幹部同士が協議し合つて、それで了解ができたといふようなことじや解決がつかぬ問題が大部分なんです。私その問題が非常にむしろ心配されるのじやないか。王城寺ヶ原で一例を申し上げれば、これは元の部落へ盛んに流弾が飛んで来る。ところがこれは日本軍が演習をしておつた時代には、やはり流弾は飛んだことがあるさうです。けれどもその時は言葉がわかるものだから、附近の人がちよつと飛んで行けばそれでびたつと止まつたさうです。ところが今度は飛んで行つても言葉がわからんから手を振つても

んで問題にしない。それからしようがないから歩外の係のほうの、あすこに英語のできる巡査が一人おるんだそうです。それが色麻村にいるそうなんです。この巡査の駐在しておる所は、私は今言つてゐる洗弾のよく飛んで来るのは大瀬という村ですが、大瀬村から色麻村に行きまして、英語のわかる巡査の所に飛んで行くのによつても半日ぐらいかかる。そうすると歩外の巡査が、これは下手な英語だそうですが、行つて交渉して漸く解決の付いた頃にはその日は一日終つてしまふ。こういうような状態なんですから、ところがさういふようなことが、これが部隊の変るたびに起る。それからもう一つは最近の、御存じのように、焼夷小銃弾でも、何と言いますか、焼夷小銃弾と言いますか、あれがやはり実弾の中に入つてゐるのです。それが飛んで来る。とすぐ山火事になる。田野という部落は周囲が山林だものですから、それが落ちるとみんな村が焼かれる。村の人たちが皆山火事を消しに飛んで行く。弾は射たれるし、山火事は消さなければならぬ。それでたまらんから、何とかしてあすこに特設電話を引いてくれ、そうして歩外の巡査のほうと早く連絡のとれるようにしてくれ、ということとを一年前から請願をしてゐるのだそうです。これが一向実現されない。最近聞きますと、その洗弾が農家にも何発もあつてゐるのです。家に七、八発以上もあつてゐる。その農耕地が二十七町歩くらいある。その附近まではしよつちゅう飛んで来る。実はそこらの部落の人たちはかかんになつておるのです。そういつた問題、それからもう一つは、用水路

をやたらとめるのです。あの王城寺ヶ原の真ん中には御存じのように大きな水路、三百町歩くらい灌漑してゐる用水路がある。ところがアメリカの軍隊は日本のイリゲーショントういふことが頭にならなから、しよつちゅう水はとめてしまふ。そういふことを幾ら説明に行つてもわからないのです。それからこれは農業経営形態が違ふのです。日本軍当時は話せば、演習場のうちを軍の了解で以て演習中でも危くない限りは通らした。今は絶対に演習中は入場禁止で、入れば処罰される。今度には行政協定でもできて処罰が厳重になるといふと、あれは大きな問題になる。来るのじやないかと私は心配するのです。が、さういつたように個々のケースが非常に複雑してゐる。矢本のほうへ参りますと、これは又完全にケースが違つておつて、これは再接收になりまして、海軍の飛行場が四十二町歩拡張して接收された。その接收當時の離作料もまだ拂つていない。請求しておるけれども、拂うと言つても離作料はまだ拂つていない。中にも四十二町歩というのは完全にいい耕地なんです。矢本の町の真ん中に海軍の飛行場がある。換地がないものですから、皆最近日雇いなんかをやつてゐるらしいのです。さうしてあすこにアメリカの飛行隊が一千人ばかりゐるのですが、そこへ使つてもらいたいと思つて行くのです。ところがアメリカのほうの人はさういふような特別の人を使うというふうな関係はちつともないらしいのです。これは使つたときには一般の失業者を使う。特にさういふものを使つてくれと言つて町から行つてもさういふ考慮は一切拂わない。仕事のあるとき

は使う。ないときは明日から来なくてよい。こうしたことをやらねばならぬのです。従つて四十二町歩取られた農家の中でも、今日では食えなくなつて町で以て少し扶助を出してゐるような農家もあるらしいのです。ところがそこが今度は又話を聞くと、これはさういふ程度の話か知りませんが、五十町歩ばかり拡張されるのださうです。矢本の町といふのは非常に複雑な事情があつて、これは宮城県海岸地帯のほうから、元海軍の飛行場の所です。松島飛行場と言つておる所です。これは恐らく農林省のほうへはさういつた事情が知れていないのじやないかと思ひます。といふのは、矢本の町としてはそれは余り言いたくないらしい。といふのは、近くに園があるとか、或いは海岸のほうに林があるとかで、そこへ警察予備隊を招致するといふ、一部分に町に運動があるのだから、そのために農民のほうのさういつたことはなるべく中央に聞かさないようにといふので、僕らが行つても町としては、いいえ、大したことはありません、さういふ。農民に聞かうといふと、実はさういふわけだ、さういふわけだといふ具体的な事情がある。私は恐らくこの演習場の問題については、中央で以て御折衝になつて大体解決が付いたと考へられるような、こんな原則的な問題では解決が付かんのが本当だと私は思つておる。局長が一地区ごとにやられるという方針はよいと思ふ。これは一地区ごとに農林省は直に接出かけて行つて、さうして対策を立てるという行き方はいいと思ふのです。が、ただ現地はそれほど時間的な余裕が恐らくないのじやないかということ

を私は心配するのです。例えば王城寺の第二地区あたりは、あれは耕作はしてもよろしい。けれども演習には使えない。だから演習中は一切入つてはいけない、さういふ制限があつて、従つて演習の計画がどういふ計画といふことがわからなければ、農業経営計画といふものが完全に立たないといふことなんです。まあさういつた実に複雑な事情があるので、これはむしろ農林省のほうで今度やつてくれろ、自分たちは農林省から通知があれば、その程度の調査をやるといふ、非常に消極的なやつちやつてゐるのです。だからさういふ少くもあたりに積極的に使つて、そして早く私は対策を立てる必要があるのじやないか。そんなふうな考へられて来たわけだ。なお私細かいことも調査して参りました。で、農林省としては、その準備作業班といふものの権限とか、或いは仕事の内容とか、それと農林省の行政的な対策としてどんなふうな今後やつておいていなる方針か。現在やつておいていなる内容がどの程度のものか、それを私はここで承わりたいと思ふわけです。

○委員長(羽生三七君) それではさうと農地局長にお尋ねしたいのですが、どうでしょうか、個々のケースについて何か具体的に問題を判定して行くのか、一応の何か大綱といふようなものが予備作業班の中で立てられて、その大綱に照らして個々のケースの問題を考へて行くのか、そのどちらかと思ふのですが、ここで今お尋ねした、近日農林大臣の出席を求めて、前回当委員会から申入れたことに関する最後のなお答を得たいと思ふけれども、さういふ答を得られるようにならうに進行しておるのか、或いは今申上げたように、個々のケースを一つずつ勘案して行くといふ非常な時間がかかることになるようにも思われるのです。その辺見通しはどうですか。

○政府委員(平川守君) 今の原則としては、結局そこにあります。さういふな、さつき申上げたやうな、できるだけ農地は避ける、とかいふのが原則であるわけですね。それでそれ以上細かく入るといふと、ちよつと抽象的に書き並べることがなかなかむずかしいわけなんです。そこで全体といたしまして、恐らく米軍関係で、農業関係で問題になる演習地といふものは、さういふのは多くないと思ふのです。勿論細かいのはいろいろあります。例えばラジオのポールを立てるとか、さういふやうなものは非常に細かい問題になります。けれども、併し大きな問題になるような、今の王城寺のやうな相当な面積を演習場としてとるといふ考へ、これはさういふ数が多いのです。全国で……です。それからこれはさういふ、今のお話のやうに微妙な問題があるわけなんです。そこで丹念に現地の人も呼びまして、ただ単にお話のやうに農林省と向うだけがやるのか、或いは県の役人とやるのか、開拓団の代表とか、さういふものを呼びまして、そして今のお話のやうな点を向うにも直接に話してもらひまして、よく聞いてもらつて、お話のやうな例えは弾が飛んで来ないはずのところへ飛んで来るといふやうなことも、案外実は向うの中央も知らないでおるのです。私のほうとしましては、演習のやり方から、さういふ演

習をやるか、いつやるかというようなことを丹念に聞きまして、そしてこれで限られるなら、これは支障があるとかないとか、これなら接收せんでいいじゃないかという判定を一地区々々についてやつて行きたい、かように考へておるわけでございます。王城寺の問題ではありまじんでしたけれど、やはり流れ弾が飛んで来るというほかに地区がありまして、聞いて見ると、向うの兵隊さんがやはり人間や家畜が見えれば射たんですけれども、山のようなところを目がけて射つらしいのです。それが正式の標的があつてそれをちゃんと狙つてやつてゐるのになしに、自動小銃が何かでばらばらとやる。それが流れて附近の部落に行くというケースが相当あるらしい。こつちのほうに向けては絶対に射たんで、こつちのほうだけ向けて射つというやうなことをきかんとしまして、そうして向うに着弾の場所というものをはつきりとして、ここには立入を禁止する。これははつきり和不発弾などもあることとありますから、そういう地区は限定されますが、それをきかちつとばつきりして誰も入らないことにする、そうでない普通の演習ですね、こういうことについては、先ほど申し上げましたやうに、場合によつては時間をきめて探草ぐらいやるといふことはよいと思ふ。こゝういふやうに單に通行だけの目的がある、これは道路だけ使へばいいじゃないか、道路だけ使うことにして、その附近の土地は一切接收しない、従つてそこには立入らない、こゝういふやうなことを向うの演習の具体的なやり方に施しまして、きちんときめて行きたい、それについては今お話を

ような現地のいろ／＼な実情がありますから、現地で今体験した細かい話を全部やつてもらひまして、最初からやつてもらつて、この問題は今後こゝういふやうにしないことにする、それじやこゝういふ危険があるから接收から解除するとか、こゝういふ結論を一地区一地区について具体的に出してというこゝとにしたいと思つております。

○委員長(羽生三七君) それで、これはどういふやうになるのですか、警察予備隊関係は今お話のやうに、農林省例としては大蔵省のほうへ補助方を折廻すわけですね、予備隊はそれでもわかるのですが、駐留軍関係は、これは安全保障諸費になるのですが、非常に部隊が……。

○政府委員(平川守吉) その内訳は私もよくわからないのですが、あの費用から大蔵省のほうで出す。日本側として出す。

○委員長(羽生三七君) 日本側として……。

○政府委員(平川守吉) 日本側として出す。向うにはただ土地を提供する。その提供することに必要な費用は、あの費用がどちら側に属するか私にもよくわからないのですが、あの費用の中から大蔵省が出すのだ、こゝういふことです。

○委員長(羽生三七君) それで費目の出所は、多分その費目から出るにきまつておるのだけれども、土地は提供して日本側が経費の負担をするといふことになると思ふのです。そこがはつきりしない責任の所在といふことが明確でないといふことは、予算的な処置がどういふやうになつてゐるのか、この前の委員会でお尋ねした点なんです。

す。ですから例へば或る一定の枠がきまつておつて、要求する坪数はほとんど増殖して来る。そうすると、單価が下つてしまふわけですが、そういう形になるのか。要求する坪数が殖えれば、それに従つて予算といふものが伸縮性を持ち得られる性質になつて来るのか、その点も一つ御検討の上、この次大臣に皆さんから御質問のあつた場合お答え願へるやうにしておいて頂きたいと思ふのですが。

○政府委員(平川守吉) 私の今了解しているのは、かなり伸縮性もあり、場合によつては必要があれば追加といふことも考えましようが、私のほうの折衝としては、とにかくこちらで必要なものだけは要求する。ただ大蔵省としては値切ることには予算のことですから値切りまされども、あの財源から出してもらえる。非常な大きな予算です。それから、あの中であつたが何しませんでした、その大きなものにはならんと思つております。といふのは、極力避ける方針で行きますから……。それから予備隊のほうの特に困るのですが、今ちよつとお話のあつたやうな誘致運動がありまして、これで非常に参つておるのです。実は私のほうは、予備隊が新しい土地をきめるについては、よくこちらと相談してやつてくれ、勝手にやらないうことと、大体今の米軍について考へておるやうな考へ方で、できるだけ農地は避ける。それから或る程度米軍のほうに申入れてゐるのは予備隊と共用してくれ、演習地等です。同じやうな大きなものを両方で使わす、地盤をきめて共用するやうにしてくれといふことを、予備隊のほうにむしるどうも問題としては実質的には

大きいのじやないか。分量も多いし、それからそういう誘致運動もありまして、問題としてはむしろ予備隊のほうに非常に大きいのではないかとこゝういふに思つております。これは純粋な国内問題ですから……。

○宮本邦彦君 私は軍隊の経験もあるし、それからアメリカの今日の演習の仕方とも実は行つて聞いて来たのです。それから日本の過去の陸軍といふものは、これは非常に規律の厳格なものなうなことです。実弾なんといふものを射つようなことは、これは特定な所に特定な数しか射つていないものだから、実にすつきりした線で以て取替がでるのです。ところが今のアメリカの兵隊の演習の仕方を見ると余り厳格ではないやうですね。これは予備作業班の責任者をやつておられる局長あたり、その点は従来の日本の陸軍の演習場といふ頭で考えられや困るというこゝとですね。その点は特に私局長にも一つ予備作業班の責任者であるから、御忠告を申上げておきたいと思ひます。行つて私も実は驚いて来た。そういう問題から考へますと、私は局長が現地で、あの山の上を取上げると、こゝう言われたいと思つて、実はあの山の上ぐらひは取上げたほうがいいのじやないかと思つて来たんです。その点をよほどすつきりさせて、そうして予備作業班の責任者として一つ御折衝を願ひたいと僕は希望します。そうしないと非常に実には危険な問題なんです。

○岡村文四郎君 我々はこれは十分知らんけれども、宮本さんのお話と、局長のお話を聞いても、米軍の演習といふのは実包射撃をどこでやても皆やつておる。北海道にはそういうことはな

い。ちやんとその予告があつて、実弾射撃のときには、どこに行つてはいかんといふことを言つておるが、何ぼアメリカは物資がたぐさんあるからと言つて、どこにでも何れ文句なしに行くとはいふたね。

○政府委員(平川守吉) 殊にあの砲撃演習は着弾地をきちんときめてまして、それで、やつておるのです。このほうは割合にすつきりしてゐる。それから自動小銃とか、あゝいふもので、それが演習地の中ですと、何かあまり標的がはつきりしないで射つ人があるらしいのです。勿論山やなんかに向つて射つのです。それが流れて部落なんかに行つたりしてゐる例があるのです。これはこの間向うの係りの人に聞いたのは、実はアメリカ側でも兵隊さんといふのはやつぱり勢いがいいんで、とき／＼とめても、とめることがなつておつてもば／＼とやることがあるといふ例があるだろうといふことを実は言つておりましたが、さういふこともあるのだらうと思ひますが、それで今度はさういふ点は案外中央のほうで知つておらない面もあるりますので、現地の今までの実績を具體的に明らかにしまして、どういふことのないやうにきちんと方向なり、目標なりといふものをはつきりさせて、その代りにこつちには立入らないといふことで場所を限定しまして、はつきりさせてもらふやうにしてもらひたい、かやうに考へております。どうもちよいよいよいふことが實際にはあるらしい。

○岡村文四郎君 それはさういふことも知らないが、我々は考へられないことだと思ふ。十分注意してもらわ

んと、いつ何時そういう誤解が生じても困る。それは演習場だけではないです。ところが演習場に行つて目標に向つて射つたが、それがそれで附近に飛んで行くことが多い。それはよく注意をしてすれば、そういうことにならんとする。万全の措置をしてもらわんといいから……。その次に予備隊のことですが、それは成るほど農地局長の言うように、誘致運動があつて全く困るらしいんです。そこで例へば町に戸数百戸ある、百戸でなくとも、とにかく農家の戸数多くて商売している人が少ない。商売をしていない人が金銭が欲しくて誘致運動を起す、こういう結果になると思ふのです。これはよく今までやつておつたような態度を取りしないで、今局長の言うように、上でやはり検討して、これならよからうというようなことに必ずしもやらうように、これはこのつちのことですから、どんなことでもできますから、特に手を打つてもらうようにお願いします。

○政府委員(平川守憲) これは先ほど申し上げましたように、米軍以上に大きな問題だと思ふのです。その代り一面から言へば、純粋な国内問題ですから、はつきり何をいたしまして、抑えて行けるかと思ひます。

○官本部長 矢本の飛行場の問題なんです。それが、それにちよつと関連があるのですが、あつたか完全な気候的にも二毛作ができる場所である。そして非常に肥沃なところ。あつて少し改良事業をやれば二毛作ができると、こつちつてゐるわけ。それでこれを補償事業として地元負担なしでやつてもらへるならば、五十町歩くらいならば、拡張は町としてもそれは考

えていいというような御意見が出てゐるというところは非常に好意的だということなんです。というのは、町あたりでは予備隊の誘致運動が半面にあるのだから、農民の声を抑えちやつて、取上げちやつて誘致運動の歓迎をしては困るのだから、まあそういうふうな代案まで考へてゐるんです。そういうのは農林省としては補償事業というふうなふうにして考へる余地がありますか、どうですか。

○政府委員(平川守憲) まあ今のところではちよつとむづかしいかと思ひますが、今のままではやはり制度をきちんとして作つて行きますと、補償事業として要求するといふわけに行かない。事実上の話合ひで何か向うがまあ好意的に、こつちつてゐるものとしてやるから拡張を認めてくれといふような話合ひでもできれば別ですが、結局その費用を出してもらつて、何かの形で村なり、或いは改良区なりでやつて行くということになると思ふのです。向うもちよつと出してくいのかやないかと思ふのです。

○委員(羽生三七郎) 私から局長にお尋ねいたしますが、この間の常任委員長懇談会で、今後予定提出法律案について官房副長官から説明があつたわけ。そのときに農林水産業損失補償法案とか、何かいふ仮称ですが、ね、そういうものを出す、それはこれに關係あることですか。

○政府委員(野原正勝) 只今のお話に關係があるのですが、実はこの予備隊とか、駐留軍のために、原則的には農耕地を潰してしまいたくないという我々反対の立場をとつておられますけれども、又止むを得ず、或る程度やはり犠牲になる場合もあり得るわけですから、それと同時に、それに対する完全な別個な対策を考へておかなければならぬ。で、実は予備隊、駐留軍のものだけではない、現在建設省關係でダムなどを作つておる。そのダムの犠牲になる農家が相当ある。それも事情を聞いて見ると、さつぱり建設省關係で移転農家に対する具体的な計画を持つていない。それから電源開発なんかも大分やられておられます。これが又進んで行くに従つて犠牲になる農家が相当出て来る、その他いろいろな面でも相當の犠牲農家が發生すると考へられておられます。こつちつて犠牲農家に対しては、これは進んで建設省の責任だから建設省が行う、或いは電源開発の問題でやれと、個々ばらばらで農林省がそれに対して主張する、農民保護という立場から農林省が主張するといふふいふ程度で行つたものでは、なか／＼理想的に行かないのじやないか。この際一つ農林省が進んでこつちつた問題の解決に根本的に當るといふ考へ方を持つて進んだほうがよからうといふ考へ方から、実は先日大臣と私いろいろ

相談したのですが、その構想はまだ具體的に行つていませんが、実は現在干拓事業等も予算がないためになか／＼進まない。これらに対して予算を十分出すなら干拓も相当仕事が進む、或いは開拓事業等も折角未墾地買収をしておるけれども、予算の關係で新規に入植できないといふとか、非常に開拓ができずにおる、金さえあれば相當でございといふ部分も相當あります。が、これらのものについて干拓或いは開拓等を促進し、それに伴つて道路を作る、或いは又住宅も勿論作る、道路をつくり、学校も作る、或いは電気も引張つてやるというふうな形にしまして、こつちつて受入態勢を強化する、これに対してはもとより農林關係の今までの與えられた予算の範囲でこれをやれと言つても無理ですから、これに對しては取りあへず防衛諸費の中から、それに必要なだけ多くの予算を割いてもらふ、同時に又できるだけ早い機会に一つ補正予算で以て要求してやつたらどうか。これは今日だけの然らば犠牲農家が本當に移転するのがあるかといふことは、まだ調査中ではつきりわかつておりません。又建設省關係で電源開発等で犠牲になる農家が相當発生することを予想いたしまして、できるだけ多くさういつた建設事業をやつておく、さうして受入態勢を整備しておいて、若し仮に犠牲農家がそれほど多くなつた、あらかじめ準備しておいたよりも内輪であつたといふならば、それこそ余つた場合には、農村の三次男が非常に困つておりますから、農村の三次男を入れてもいいだらうし、この際一つさういつた面を考へて、一つできるだけ多く受入態

勢を作るといふ面を農林省が大いに強く主張いたしました。さうして建設省の關係或いは通産省の關係、或いは又予備隊、駐留軍の方面とも折衝しまして、それらの方面から十分一つ協力して貰ひ、これを予算化するというふうなことにして行くことが、これが根本的な問題じゃないか。ただどうしてくれるのだといふことで、何らの受入態勢を作らないところに非常に不安と動搖があり、又政府の施策に対して反對をするといふようなことは、これは當然だと思ふのです。ですからさういふ面を一つ十分根本的に考へて行かなければ、本當の対策ではないといふ点で、先日大臣といふ／＼話しまして、是非この問題を具體的に進めて見ようといふやうな話合ひは実はしてあるわけです。近いうちに具體的な案をできるだけ早くまとめたと思つておりますから、まともになりましたら、一つ又御協力を頂きまして、こつちつた問題を取上げて行きたいと思つておる次第であります。

○岡村文四郎君 今政務次官から非常にいい話を聞いたのですが、実は三三委員室で、この前調達庁の局長と、それから予備隊と来たときに、さういふ話をしておる。ですから受入態勢をしておかなければ駄目なんです。そこへ行けといふなら文句を言ひながらも行きます。ところがどこに行くやらわからなくて、接収ばかりやつてはいかん、さういふ話をしたのであります。今の政府次官のお話はいいことで、さうしなければいかんと思ふ。これは話は違ひますが、今度高知に六千キロの発電所を作る、さうすると、村がなくなる、大野木村という村がなくなるの

の話を聞いたのですが、これは三三委員室で、この前調達庁の局長と、それから予備隊と来たときに、さういふ話をしておる。ですから受入態勢をしておかなければ駄目なんです。そこへ行けといふなら文句を言ひながらも行きます。ところがどこに行くやらわからなくて、接収ばかりやつてはいかん、さういふ話をしたのであります。今の政府次官のお話はいいことで、さうしなければいかんと思ふ。これは話は違ひますが、今度高知に六千キロの発電所を作る、さうすると、村がなくなる、大野木村という村がなくなるの

です。それに協力しろということを知事も言っておりましたが、八百戸くらいになる。それは大変なことで、そこになんかできるなら、その移転ができれば、ダムはできませんよといふことを言っておりませんが、干拓事業とかいふやつておりますが、そういうわけで、そういう工事の先に農耕地を接収すれば、その行く先をきめておかないでは大変なことですよ。大変い計画ですから、極力進めてもらつて、そうして万遺憾なきを期してもらいたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 岡村さんのおつしやるように、若し電源開発とか、ほかの工事というものを先行して、これらの施策は本当はやるべきだと思ふ。ところが後手を打っているわけなんです、今からでも私は遅くない、せめて今のうちにこれに対する強力な手を打つて進めたい。これに對しましては、この作業をやるという問題になりますという、一般の入植者を募集してそれに充てるというふうなことをしますと、あとの受入態勢に困りますから……。むしろこれは最近各地の農村青年なんかのいろいろ建設的な運動も活発に起つてあるわけですよ。これらの農村の次三男対策として、これらの盛り上つておる農村の青年運動というふうなものとびつたり結び付けて、これらの運動を促進するということになるなら、これは非常に効果があるんじゃないか。これは作つておいても余つたというのではない、幾らでも作る。この機会だからできるだけ大量にそういう建設をいたしまして、そうしてそれに対して、この犠牲

になるかたたちが随時自分の好む所に入る、選択をする。自分は北海道に行つて見たいといふことなら、北海道でも結構です。或いは内地の中であつた自分、或いは家に近い内拓のあの地帯で自分はやりたいたつたような、それ

ぞれの選択の自由を興える意味においても、成るべく全国至る所に、余り小さい建設はどうかと思ひますが、まあ例えは三十戸でも、五十戸でも受入れられるような態勢のある所ならば、これを全国至る所に成るべく数多く私はそういう建設をするということにするなら、これは非常にこういう問題を処理するのにはいいのではないかと。これは相当予算はかかりますがけれども、併し又振返つて見れば、このことが国民の思想に及ぼす影響といふことから見れば、予備隊或いは駐留軍等の問題で全員の耕作農民がいろいろ感情的にどうも面白くない感じを持つてゐるというやうなことに對して、單に多少の涙金をやるとか、或いは損害賠償をするというやうなことではなしに、そこまで親切な考へ方から、これを徹底すること、いろいろな意味において私は非常に効果があるのではないかと、そういう点を考へまして、この問題は是非強力に取上げたいと思ひわけでありま

す。○宮本邦彦君 今政務次官のお話になりました構想といふものは、僕は飛躍的な発展をもたらし対策として非常に敬意を表するのですが、ただこの前予算委員会でも御答弁になりました演習地の問題に對して、行政協定の取極によりますといふと、最後は日本側で責任を負わなければならぬといふことになつておるわけなんです、その

ときに現在の土地收用法で扱えない面ができて来るわけですね。そのときにそれに対処する法律を考へるということとを言明されておられるのですが、その法律と今の問題と関係があるのでございませうか。

○政府委員(野原正勝君) 實は農地保護のために政府が一応考へておりましたのは、農耕地を他の目的の用に供する必要が起つた場合には、新たに農耕地を造成するだけの十分な補助をした上で、これを許すといふやうな一つ立法措置をしようといふかといふやうな案を案は一応持つております。それも勿論関係があるわけなんです、そういう一つ単なる消極的な行き方だけでは、これは問題の解決にならないじゃないかといふ点から、そういうことも含めて、まあもう少し大きく考へたところに今申上げたやうな構想が出て来たわけなんです、この構想を十分生かすためには当然何らかの立法的措置をしなければならぬと思ひます。成るべく早くそういう問題を検討しまして、一つお諮りしたいと思つておるのですが、よろしくお願ひします。

○三浦辰雄君 今の問題と違ふのですが、だん／＼時間が経つと思ひますので、先に申した農地法関係の資料を二つだけあらかじめこの際お願ひしておきたいと思ひますが、いいですか……。それは開墾の進行程度を審議したために、民有地についてはいわゆる市町村農地委員会がやつた。つまり小団地と府県のやつた大団地とにこれは当然分れると思ひますが、又国有地につきましては、いわゆる旧軍用地

から所屬替になつたもの、それから国有林とか、或いは物納等で以ていわゆる国に属したものの、その他それから北海道なんかは例の未墾地、国有未開地、あれがあると思ひますが、そういうふうに分けて、そうして更に増反用と、それから入植用に分けて、そうして地区計画の進行をそこに現わして、それから入植面積を現わして、それから開拓の実際の面積を現わして、それだけの要素を府県別に、年度別に一つ工夫して表を作つて頂きたいといふことが一つと、それからもう一つは、先

ほど説明の中にありましたが、二十七年には、未墾地のいわゆる目的に副わないと認められると考へられるものが二十七年は三万強と一応見ておるというお話がありました、これを府県別にどういふふうにその三万といふものが配置になるか。更にその全体の二十八年年度の二か年にやりたいという御計画のやうですが、全体の数量については府県別にどういふやうな配置になるか、配置と言ひますか、内訳になりますか。この二つのやつを一つ一つ頂きたい。それからもう一つ政令、省令に譲つてゐる点がたくさんあります。それでおよそ中に盛るべき事項といふものは、これは法律を読めばわかるのであつて、事項ではなくて、事項のみならず、政令或いは省令の大体原因とも見らるべきものを頂きたい。

○委員長(羽生三七君) それでは時間の関係もありますので、本日はこの程度にいたしたいと思ひますが、先ほどの農地又は開拓地の関係の問題は近い機会に農林大臣に出席を求めたいと思ひますので、その際一応の結論の得ら

れるように一つ御配慮をお願いいたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 片